

上陸地支局長等會に於ける經理局
説明事項

昭和二十六年二月
第一復員省

第一、豫算に就て

一、本年度豫算の概要に就て

(一) 本年度豫算は國內的には既に閣議決定を得
て、下級合軍司令部に於て審査中である。
第一復員省関係、豫算は総額二十億二千萬圓
と決定せられたが其の内容は後述する様に主體
は外地部隊の復員に要する経費であるから復
員速度の變更により將來修正を要するものである
右豫算の實行計畫の大要に就き説明す。

(1) 内地官署の維持に要する経費

総額 一九八、七二三、二一九四(総算額の%)

右の内

人件費(俸給、傭給、諸手當) 一五三、九七三、〇〇〇四

事務費

四四、×五〇、〇〇〇四

にして往來の實績から考究ると事務費は相當壓縮せらる不足勝であると認めらる、情況である、
(口) 外地部隊の復員に要する經費

総額 一四七、六五〇、〇〇四(×三%)

其の内容は

(1) 在外部隊將兵の本年四月以降現地滞留間の給與

五八二、三〇八、〇〇〇四

(2) (留居宅渡諸給與を含む) 終戦前の未支給の俸給、職地増俸、賞與等の給與

八〇、〇〇〇、〇〇〇四

(3) 終戦後本年三月迄の未支給俸給及十一月迄の職地増俸

三六、〇九七、〇〇〇四

(4) 帰還後の帰郷旅費 三八、XXX、〇〇〇円
 (5) 府傭人に対する退職賞與の追給 五四、四四七、〇〇〇円

等であつて在來所謂該得權に属するものに付たり削減をしなければならぬ程であり、其の個別的給與内容は從前比し著しく減少せられたのは極めて遺憾である。

(八) 約四十五萬に達する死沒者に対する賜金其の他の経費

総額 二九六、一七九、七九五円(一四%)

其の内訳は

- (1) 死亡賜金及葬祭料 一四七、六七五、〇〇〇円
- (2) 遺骨帰郷旅費及家族出頭旅費 一三九、〇〇〇、〇〇〇円
- (3) 慰靈祭執行、遺骨輸送等に要する経費

一三、四〇、〇、〇、〇、〇、四

にして死没者特別賜金の停止せられた今日英靈及
其の遺族に對する給與としては極めて僅少であり
誠に御氣毒の次第である

復員者鉄道経費

五二、四七、〇、〇、〇、〇四（三%）

以上述べた諸給與の内容に付ては後で説明する。

(二) 上に述べた様に本年度豫算の大部は個人に對する
給與に用するもので機械的に運用せらるしのであ
つて特に運用の餘地あるものはないのである。

事務費も在來の毎年績から考へると非常に窮屈で
不充分と考へられ各官署の業務執行を制約すること
になるとのと豫想される、斯く言ふ様に本年度豫算
は所有部面に亘り不充分であることを痛感するもの
であるが敗戦日本現下の財政能力、經濟状態に鑑

又國家豫算全般に於て考ふるならば遺憾ながら亦已もを得ないものと謂はなければならぬ。そこで我々は豫算の持つ意義を改めて考へなければならぬ。

戦時中の臨時軍事費豫算は戦争遂行と言ふ至上命令に従ひ戦勝獲得を第一義として専ら戦争一本槍にて編成運用シテ來たのでその意味に於て情況により他の條件は之を二義的(に考へ業務に隨伴して)豫算を執行して來たのであるが、今や局面は一轉し豫算が編成を規定し業務の範圍を制約する事態となり遂の運用上臨軍的觀念を以ては到底困滑なる施理を定し得ないことにになった。

故て豫算を執行する各官署に於ては右の趣旨を窺く諒解レマ豫算の範圍に於て業務を迅速且滑利に遂

行する觀念を以て處理せられ度である。尚嚴に注意せらる度のこととは豫算は業務の内容を規定するものであるから之に基き或程度の業務の取扱をすすことは當然であるが只豫算に捉はれ豫算が無い、又は足りないからと言ふて必要なら業務遂行を消極不徹底にする等のことの無い様にせねばならぬ。例へば旅費の如きものは復員業務の性質上當然相當多額を要するのであるが之が令達額は必ずしも要求され足し得ないのであらうから業務實施上必要ならば個々の定額を制限しても旅行回数を多くして仕務達成を圖る等豫算の活用に付いて工夫して欲しこのである。

又從來の例を見ると豫算を超過して實行し後日増額を上申し来るものがましろ普通となつて居

るが斯う言ふことは今年度豫算に於ては絶對不可能の事であるから必ず豫算上の手當を爲したる上で契約し又は命令すると言ふ豫算使用の原則によつて實行して貰ひ度。

本件呉々も御注意して欲しい點である。

二編成定員と豫算との關係に就く

次に編成定員と豫算との關係に就て説明する。

一般會計に於ける豫算の意義は前に述べた様に業務の範圍及其の程度を規定するものであるから編成定員の問題は絶對に豫算の範圍内に於て處理せられなければならず今回の編成改正に於ける定員の問題も右の趣旨で決定せられてゐる。

然し現在の復員業務の幅は主として外地部隊の復員速度に因連して相當浮動性があるので官署によ

つては必ずしも年間を通して一定の人員を擁して居る必要もなく又そりでは不便な場合もあり得るので今回は各官署に於て其の業務推移に應じて自主的にその要員を調整し得ることとした即ち

(1) 中央より示達せられた事務官、嘱託、産婦人^(の定員)は年間を通ずる平均定員である。従つて業務の繁用に應じて多少の増減を爲し得る。そして之を規制する基準は豫算である。即ち本年度各官署に對する人件費豫算は示達された定員に夫々の單價を乘じて得た額を一年間の俸給又は傭給の所要額として令達あるのであるが各官署は其の定員と科目別令達豫算の範圍内で大局的に業務繁閑推移の状況を判断し定員の増減を爲

し得るのである。そして、従員を除く下官署全体を通じた定員の調節は補佐上中央に於て統制することとした。

(口) 三級以上の事務官に要する俸給豫算は「俸給科目」一本にて令達されるので、或る官署の例へば二級事務官に對する給與額に餘裕があり、他方三級事務官に對する豫算に不足を生ずる様な場合は前者者の餘裕額を後者に融通して使用することを差支へない。

嘱託、雇傭人の給與である「傭給」に付ても同様であるが、「傭給」と「俸給」との間に何らかの制限してあるので注意を要する。

(八) 編成上明示された嘱託は夫々二級又は三級事務官の官制的定員の不足を補ふ意味のもので、當時

勤務する者上考へてある。そこで勤務の長短はあるとしても其の勤務中は事務官と同様の給與を實施して良いのである。右の人員以外に勤務上必要がある場合託者を採用しようとする場合は雇傭人引當の定員と豫算を喰つて實情に適ふ給與を實施して差支へなきえるのである。

(二)前各第の場合當然の事ながら今後の昇給の場合を考慮し其の財源豫算を適當に控除し置くを要する。

以上は豫算と八事との關係に付き各官署の運用の要領を説明したものであるが次の事項は制限せらるゝは上申により中央統制を要する。

(1)二十三級事務官の定員は最大限配當人員の二級にあり、三割、三級にありては五割を超ゆることは

出來ない

(2)

業務遂行を確保する上、高級者の多く
することは當然避けなければならぬ

(3) 事務官定員と嘱託、雇傭人定員との間の融通
は上申認可を要する

(4) 二級・三級事務官相互の融通も上申認可を要
する

以上を要約すると復員局全体としては官制定員
と成立豫算の範圍内に於て業務の状況を考へ合せ
て自由に各官署の人員の増減調節を爲し得るもの
でありその一部分としての各官署と其の配當された
基準定員と豫算の範圍内に於て實情に即する
様に運用することが出来る。
之の點を充分諒解しすくない定員と豫算をもつて有

效（=活用する）ことを切望す。

1036